

予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業
ヘルスケアサービス実用化研究事業 公募 FAQ

1. 提案書 P9 「**2. 実証研究** ■上記を踏まえて、下記(1)～(2)の研究開発計画について記入してください。」とありますが、(2)の記載は求めません。
2. 提案書 P12 「3. 実施体制」と P13 「5. 実用化・研究開発の主なスケジュール」の間に4がありませんが、記載の必要はありません。
3. 承諾書「予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業 **ヘルスケア社会実装基盤整備事業**の公募に対し、当機関（研究所）の職員が、下記により応募することを承諾いたします。」と記載がありますが、正しくは**予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業** **ヘルスケアサービス実用化研究事業**です。記載の変更は必要ありませんが、変更しても問題ありません。
4. 本事業では PI 人件費の申請を認めます。申請予定の方は、P14 6.各年度別経費内訳の欄外に下記①～③を参考とし、記載事項に沿って記載してください。記載してください。
 - ① 直接経費に PI の人件費（の一部）を計上することについて、PI 本人が希望していること。
 - ② PI が所属する研究機関において、確保した財源を研究力向上のために適切に執行する体制が整備されていること。
 - ③ PI が所属する研究機関において、研究の業績評価が処遇へ反映されるなどの人事給与マネジメントを実施していること。

記載事項

[PI 人件費申請]

対象者氏名（この研究でのエフォート率、申請額）：○○○○（○%、約○○千円/年）

期待される効果：○○○○

5. 現在 AMED の他事業で採択されていますが、本事業への申請は可能か。
→AMED の規定における過度な重複にあたらぬ場合は、申請可能です。
6. 再委託先（分担研究機関）への配分金が50%以上でも問題ないか。
→明確に妨げるものではないが、審査時に理由を伺うことがあります。
7. 提案時に求められる科学的エビデンスは、学術論文に限定されるか。
→限定されません。
8. 提案時から書面審査、ヒアリング審査までの間に研究開発代表者、分担者の所属機関が変更

する場合の対処方法。

→申請時は現在の機関の承認を得て、申請書に体制を記載。

(書面審査を通過した場合) 所属機関変更後、ヒアリング審査前に新しい機関における研究体制と承認証を提出

9. 本事業で使用しているソフトウェアライセンスの申請はどの程度まで必要であるか。

→サービス開発に使用しているソフトはすべて記載してください。

10. 提案書に貼付する図やデータなどを作成するソフトに制限はあるか。

→制限はありません。

11. PPI を予定していない場合は、当該項目を記載しなくてよいか。

→予定していない旨を記載下さい。

12. 文字数の記載がないものに関しては、字数制限はあるのか。

→記載のない場合は、特に指定はありません。

13. 事業体制について、経歴、コミットレベルなどは、体制図の中に入れるべきか。

→その他の箇所で記載がない場合は、体制図の中にご記載下さい。ただし、あまり詳細記載いただくと評価の際に見づらい場合がございますので、ご注意ください。

14. 公募説明会の録画データは掲載されるか。

→掲載されません。使用した資料は掲載しますので、ご確認下さい。

15. 研究開発代表者、分担者の所属先が複数か所あり、今回申請する立場がすでに e-Rad に登録されている機関でない場合は、当該機関としての登録が必要か。

→必要です。

16. 支払者の求めるアウトカムに基づくビジネスモデルの研究実証を、支払者とは別フィールドで実施することは可能か。

→妨げるものではありません。

17. 研究協力機関、研究協力者の定義はどのようなものか。

→公募要領 P63 に記載されている通り、AMED 研究費からの支出がないものであり、それ以外は特に規定はございません。

18. 分担研究者の承諾書について、研究開発代表者が原本を持つ必要があるのか。

→公印がデジタル印の場合は、電子データとして代表者が原本を保管し、分担者がコピーを保管してください。公印が通常の押印の場合は、紙媒体の原本を代表者が保管し、分担者がコピーを保管してください。

19. 研究開発代表者は、どのような立場で申請してもよいか。

→どのような立場であっても申請可能ですが、所属機関が承認すること、また、e-Radに登録されていることが条件です。

20. IoT デバイスやマイナポータル等を通して得られる公的機関が保有する情報を活用する製品・サービスであることが必須であるか。

→デジタルヘルスケア領域であることは必須ですが、上記の項目は該当することがより好ましくはありますが、必須ではありません。

21. ヘルスケアサービス実用化プロセスの管理に関するチェック項目はいつの時点のチェック項目を求められているのか。

→提案時です。

22. 研究開発期間について、終了年月日はいつか。

→令和 10 年 3 月 31 日です。

23. 提案時の研究体制に将来的な研究体制の記載も必要であるか。

→提案時には、あくまで提案時(研究開始時)に連携する機関を記載してください。

24. 研究開発代表者の情報を記載した URL がない場合は、記載しなくてもよいか。

→記載なしで問題ありません。

25. 承諾書について、分担研究者が所属長である場合、承諾書の提出が必要か。

→必要です。